**令和6年能登半島地震による被害請求のお忘れはございませんか**

震災の被害にあわれた農業者様、お客様に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

発災よりおおよそ1年が経過となり、被害調査依頼も落ち着きを見せておりますが、

能登半島地震による被害の請求忘れはございませんか？

今後も被害請求の受付は継続いたしますが、請求の際には下記の書類をご準備いただくとともに、注意事項をご理解のうえ、ご請求下さいます様お願いいたします。

**【ご準備いただく書類】**

〇修理見積書（被害箇所以外のリフォーム工事は除く）

〇地震により被害を受けた箇所および全景の写真

**【ご注意いただく点】**

〇修理業者に見積書を依頼する際には、損害箇所すべての写真と外部（屋根、基礎、外壁）だけでなく、内部損害（軸部、部屋内壁、建具等）の地震被害についても記載していただくようお伝えください。

〇写真のみや見積書のみのご請求は受付いたしかねます。必ず写真と見積書はセットでご準備いただくようお願いいたします。

〇ご提出いただきました見積書につきましては、損害写真と照らし合わせて損害鑑定を行います。その結果、地震による損害と認定されない修理箇所および被害写真の無い箇所につきましては減額されることがありますのであらかじめご了承ください。

〇被害請求を円滑に進めさせていただくため、そしてお支払いにかかるトラブルを防止するためにも、JAへの見積書ご提出につきましては、損害箇所全体の見積書が揃ったのちまとめてご提出いただくようお願いいたします。

〇共済金をお支払いした後での被害追加請求につきましては、再審査にお時間がかかるだけでなく、非該当になる場合もございますのでご注意ください。

〇震災時には建物修理にかかる不正業者のトラブルが増加します。JAを騙り修理を勧誘するケースや請求を代行すると持ち掛けるケースもありましたのでお気を付けください。